

常滑市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画等
策定支援業務委託プロポーザル実施要領

令和8年4月

常滑市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画等
策定支援業務委託プロポーザル審査委員会

1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくりを基本理念とした地域包括ケアシステムの深化をめざし、常滑市高齢者福祉計画、第 10 期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画（以下「常滑市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画等」という。）を策定するにあたり、必要な支援を受けることを目的とする。

とくに認知症施策推進計画については、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 13 条に基づく計画として、今期より新たに本計画に包括するものとする。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

常滑市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画等を円滑に策定するにあたり、介護保険等に関連する分析等に精通した事業者を、価格のみの競争ではなく、高度な創造性、技術力、専門的な知識、他自治体での導入実績等から総合的に判断する必要があるため。

2 業務概要

(1) 業務名

常滑市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画等策定支援業務委託

(2) 業務場所

常滑市役所

(3) 業務内容

「常滑市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画等策定支援業務委託仕様書」（別紙 1）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(5) 提案限度額

4, 297, 700 円（消費税及び地方消費税を含む）

※分析、策定支援及び計画書作成等一切を含む。

3 受託候補者決定までのスケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 実施要領の公表* | 令和 8 年 4 月 1 日（水） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和 8 年 4 月 9 日（木）午後 4 時まで |
| (3) 提案資格の確認通知 | 令和 8 年 4 月 13 日（月） |
| (4) 提案書の提出要請 | 令和 8 年 4 月 13 日（月） |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 4 時まで |

- (6) 審査 令和8年5月14日(木) 予定
(7) 審査結果の公表※ 令和8年5月中旬予定
※常滑市ホームページで公表

4 提案資格及び手続等

(1) 提案資格

- ① 令和8年4月1日現在における常滑市の入札参加資格者名簿(令和8・9年度)登録者のうち「あいち電子調達共同システム(物品等)」の以下の分類に登録がある者であること。
 - ア 大分類「03. 役務の提供等」
 - イ 中分類「07. 調査委託」
 - ウ 小分類「14. 福祉関係調査」
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者でないこと。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱(平成20年4月1日施行)による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 次の申立てがされていないこと。
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑤ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(2) 参加表明

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、前記3(2)に示した指定の日までに、プロポーザル参加表明書(様式1)を提出し、参加表明を行うものとする。

①参加表明書の入手方法

常滑市ホームページからダウンロードするか、若しくは、常滑市高齢介護課にて交付する。

②提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市高齢介護課へ1部提出すること。

(3) 質問の提出及び回答

①質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書(任意様式)を常滑市高齢介護課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。(件名を「第10期

介護保険事業計画プロポーザルに対する質問」とすること。)

なお、受託候補者決定までの間、電話や窓口等における口頭での質疑は一切受け付けないものとする。

②提出期限

令和8年4月22日(水)午後4時まで(必着)

③質問書に対する回答

質問に対する回答は、参加表明のあった全事業者に令和8年4月24日(金)までに電子メールにて回答するものとする。

5 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書(様式2)及び提案書提出要請書(様式3)の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

①提案書(様式4)

②企画提案書(任意様式)

「常滑市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画等策定支援業務委託仕様書」(別紙1)に基づき、次の事項を踏まえて提案すること。なお、形式は原則A4判(図表はA3判をA4判に折り込むことも可)の印刷物とする。

ア 本業務に関する基本的な考え方・視点について

イ 本業務の実施内容・方法について

ウ 本業務のスケジュールについて

エ 過去の類似業務の実績等及び本業務に活かせるノウハウなど

オ 業務執行体制について

カ その他実施するにあたって必要と思われる事項

③見積書(任意様式)

提案内容の実施に要する費用を記入し、積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。

④その他参考資料等(任意様式)

会社パンフレット、これまでに受託・作成した同種の計画の一覧表等

(2) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市高齢介護課へ提案書(様式4)1部と企画提案書、見積書及びその他参考資料各8部を提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

(3) 提出期限

令和8年5月8日(金)午後4時まで(必着)

(4) 提案書の取り扱い

- ① 提案書提出後の記載内容の変更は認めない。
- ② 提案書作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は事業者の負担とし、提出された提案書は返却しない。
- ③ 提出された提案書は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、事業者が無断でその他の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

6 審査方法

提案書の提出後、事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とし、事業者が1社の場合でもプレゼンテーションを行う。

(1) 日時及び場所

令和8年5月中旬に常滑市役所で行う。なお、令和8年5月14日(木)を予定しているが、事業者の参加数等によって変更する場合がある。

詳細については事業者電子メールにて通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを15分程度行うものとする。

(3) 出席者

最大4名とし実際に計画策定業務に携わる担当者が出席すること。

(4) その他

提案書に係るプレゼンテーションの内容のみで審査するため、プロジェクター等の使用は認めない。

7 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

- ① 提案書及びプレゼンテーションの内容により、評価基準で定める項目について点数化する。
- ② 最も多くの委員が1位と評価した事業者を受託候補者とする。
ただし、各審査員が1位と評価した事業者の得点が60点未満だった場合は人数に含まないものとする。
- ③ 1位と評価した委員の人数が同じである場合は、次項「(2) 評価基準」のうち「全般」、「現状把握」、「作業内容」及び「実施体制」の点数の合計が最も高い事業者を受託候補者とする。
- ④ 同点の場合は、見積価格が低い事業者を受託候補者とする。なお、見積価格も同額である場合は、審査委員会での合議により特定する。

(2) 評価基準

| 項目 | 詳細 | 配点 |
|------|---------------------------------------|------|
| 全般 | 本業務遂行における基本的な考え方 | 10点 |
| | 高齢者福祉・介護保険・認知症に対するビジョン | |
| 現状把握 | 常滑市の高齢者福祉等の現状を把握しているか | 10点 |
| 作業内容 | 重点課題、計画のポイント | 55点 |
| | 計画全体の構成イメージ | |
| | 介護給付等見込み量の算定 | |
| | 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて | |
| | 認知症施策の推進に向けて | |
| | 市民目線での分かりやすさ・レイアウト構成 | |
| 実施体制 | スケジュール | 10点 |
| | 業務実施体制 | |
| 実績 | 熟知度、経験、高齢者施策関連のコンサルティングについて、十分な実績があるか | 10点 |
| 見積価格 | 価格は適当であるか | 5点 |
| 合計 | | 100点 |

(3) その他

受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、当該事業者を除き、再度「(1) 評価方法」によって受託候補者を特定する。

審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せ及び異議申立ては受けない。

8 結果の通知及び公表方法

(1) 結果の通知

事業者にて特定（非特定）通知書（様式5）により通知する。

なお、特定されなかった事業者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるが、異議申立ては一切受けない。

(2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、ホームページにて公表する。

9 その他留意事項

(1) 企画提案は1事業者1提案とする。

(2) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 参加表明を取下げの場合は、令和8年5月13日（水）午後4時までに常滑市高齢介護課へ電子メールで連絡すること。

- (4) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- (5) 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。

10 担当部課及び連絡先

(1) 担当部課

常滑市福祉部高齢介護課 介護保険チーム 鈴木

(2) 連絡先

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

電 話 0569-47-6133

メール kaigo@city.tokoname.lg.jp